

ID: 233

担当部署: 都市基盤部 下水道課

処分の概要	改善命令等		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市下水道条例 第20条		
例 規 番 号	平成13年条例第138号		
【根拠条文】 (改善命令等) 第20条 市長は、使用者が前条第1項の規定に違反して下水を公共下水道に排除しているときは、その者に対し、期限を定めて、当該下水の水質を改善することを命じ、又は当該下水の排除を一時停止することを命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日